

消火ポンプのトップランナー規制対応について

■消火ポンプのトップランナー規制については、加圧送水装置の基準（平成9年消防庁告示第8号）の解釈に関する通知（消防予第137号）により、『ポンプ方式加圧送水装置等の試験基準及び判定基準他の一部改正について（案内）』が改正され、下記（1）又は（2）での対応が可能です。

- （1）JIS C 4213（低圧三相かご形誘導電動機 低圧トップランナーモータ）
 - ・プレミアム効率（IE3）モータで対応可能
- （2）JIS C 4034-1（回転電気機械 第1部：定格及び特性）に定める使用形式S2—短時間使用
 - ・標準効率（IE1）＋短時間使用（S2）モータで対応可能

当社のトップランナー規制の対応は、（2）の標準効率（IE1）＋短時間使用（S2）モータを基本とし、一部機種については（1）のJIS C 4213（低圧三相かご形誘導電動機 低圧トップランナーモータ）*を採用しています。
※使用型式はS1-連続使用となります。